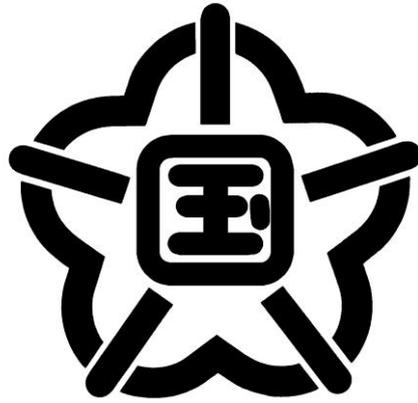


# 学校いじめ防止基本方針



令和6年4月

太宰府市立国分小学校

## 1. いじめの定義といじめに対する本校の基本方針

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む、）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」であり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。

上記の考え方のもと、本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・どの学年・どの学級にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本方針として、以下の5つを挙げ、これらをもとに具体的な手だてを日常的に推進していく。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のため、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

## 2. いじめ防止等の対策のための組織

### (1) 生徒指導委員会

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教諭、学年代表、養護教諭からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、毎月1回、定例で開催する。

### (2) 職員会（終会）での情報交換および共通理解

第4週金曜日の終会の中で、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

### (3) 緊急生徒指導委員会

いじめ発生時に実効的・即効的な対策を講じるために、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教諭、関係職員、養護教諭、必要に応じてPTA役員、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、教育委員会指導主事等を招集し、機を失しない対応を協議し、解決にあたる。

## 3. 関係機関との連携

- 市教育支援センター・太宰府市生徒指導連絡協議会との連携
- 市要保護児童対策協議会との連携
- 市児童家庭相談室、児童相談所、筑紫野警察署スクールサポーター等との連携

#### 4. いじめの未然防止のための取組

##### (1) 学級経営の充実

- 「人間関係づくりスキルカリキュラム」を実施したり、「学級生活満足度調査検査」の結果を生かしたりして、児童の現状・実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 「学び合う」授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感を味わえる授業の構築を図る。

##### (2) 道徳教育の充実

- 日常の生活の中から道徳的な問題を取り出し、道徳的な価値の実現をめざす力を育てるとともに、児童の自己肯定感を高める。
- 道徳科の教科書や「かがやき」「あおぞら」「あおぞら2」を道徳教育の中で積極的に活用し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

##### (3) 相談体制の整備

- 「学校アンケート（児童・保護者）」結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、いじめ防止の職員研修で共通理解を図る。
- 毎月の「いじめアンケート（簡易版）」また「いじめに特化した無記名アンケート」実施後に、学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- 保護者との連携を密にし、児童一人一人の現況を確実に把握する。

##### (4) 縦割り活動などの実施

- 様々な学校行事などを通して、異学年で協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身につけさせる。

##### (5) インターネット等を通して行われるいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、モラル教育の実施など迅速に対応する。

##### (6) 連携学校間の協力体制の整備

- 学業院中学校や関連する幼稚園、保育園と情報交換を密に行う。

#### 5. いじめの早期発見・早期解決に向けて

##### (1) いじめの早期発見のための取組

- 「いじめはどの学校でも、どの児童でも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化も見逃さない鋭い感覚を身につけるようにする。
- おかしいと感じた児童がいる場合には、学年会や生徒指導委員会の場において、気づいたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守るようにする。
- 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、即座に当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- 毎月の「いじめアンケート（簡易版）」また、「いじめに特化した無記名アンケート」、教師アンケートを活用し、日常的に児童の様子を観察しておく。

(2) いじめの早期解決に向けた、全職員が一致団結した取組

- 「いじめを絶対に許さない、いじめられている子どもを守り抜く」という学校の強い姿勢を子どもや保護者に明示し、校長のリーダーシップのもと、学校の組織を挙げて取り組む。
- 情報収集を密に行い事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- 傍観者の立場にいる児童達にも、いじめているのと同様であることを指導する。
- 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導を行っていく。
- 学校評価の評価項目の中にいじめに関する評価を位置づけ、PDCA サイクルに基づいて評価を行う。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- 年度当初の保護者への説明やホームページでのいじめ防止基本方針の公開を行う。
- いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決にあたるようなことはしない。
- 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「子ども110番」「いのちの電話」等のいじめ問題の相談窓口の利用も検討する。

## 6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合  
〈事例〉・児童生徒が自殺を企図した場合  
・身体に重大な傷害を負った場合  
・金品等に重大な被害を被った場合  
・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 「太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会」と連携し、「サポート委員会」からの指導・助言を受け、事態の収拾を図る。
- 調査結果についてはいじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。